

福岡県公報

平成19年5月25日
第2681号

目次

告示(第1033号 - 第1057号)

福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し(出納事務局出納総務課)	1
県営土地改良事業計画の決定(農地計画課)	1
都市計画事業の認可(都市計画課)	2
特定非営利活動法人設立の認証申請(生活文化課)	2
特定非営利活動法人設立の認証申請(生活文化課)	2
県営土地改良事業の換地計画(農地計画課)	3
道路の供用の開始(道路維持課)	3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知(治山課)	3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知(治山課)	3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知(治山課)	4
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知(治山課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請(生活文化課)	5
道路の区域の変更(道路維持課)	5
道路の供用の開始(道路維持課)	5
都市計画区域の変更(都市計画課)	5
都市計画区域の変更(都市計画課)	6
都市計画区域の変更(都市計画課)	6
都市計画区域の変更(都市計画課)	6
都市計画の変更(都市計画課)	7
都市計画の変更(都市計画課)	7
都市計画の変更(都市計画課)	7

都市計画の変更(都市計画課)	7
都市計画の変更(都市計画課)	7
都市計画の変更(都市計画課)	7
都市計画の変更(都市計画課)	8

公 告

落札者等の公示(税務課)	8
一般競争入札の実施(警察本部会計課)	8

監 査 委 員

監査結果の報告に係る措置の公表(監査委員事務局監査第二課)	10
-------------------------------	----

告 示

福岡県告示第1033号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例(昭和39年福岡県条例第48号)第3条第2項の規定により告示する。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻生 渡

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
270	遠賀郡水巻町大字二363番地の2 塘添 品子	北九州市八幡西区則松3丁目7-1 福岡県八幡総合庁舎内	平成19年4月30日

福岡県告示第1034号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営小路田地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成19年5月25日から 平成19年6月22日まで	筑前町役場

福岡県告示第1035号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 施行者の名称

春日市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画道路事業 3・4・175号 小倉紅葉ヶ丘線

3 事業施行期間

平成19年5月25日から平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

春日市小倉東1丁目及び2丁目並びに大谷1丁目及び5丁目地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1036号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年5月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人野生鳥獣保護管理会

(2) 代表者の氏名

石橋 秀行

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市梅満町436番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、農業・林業・水産業及び一般市民に対して野生鳥獣の保護管理及び啓発活動に関する事業を行い、多様な生態系と自然環境の保護管理により野生動物との共存に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第1037号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年5月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 N A P福岡センター

(2) 代表者の氏名

馬場 邦彦

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糸島郡志摩町大字岐志63番1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県内を中心とする各地でこれから地域に戻って新たな現役とし

て地域の問題を解決するためのコミュニティビジネスなどを立ち上げ、活動するグループへのサポート機関として情報共有・情報発信を行い、普及啓発、立ち上げ・運営支援を実施し、もって地域貢献と世代間交流を通して新しい地域社会を創造して行くことを目的とする。

福岡県告示第1038号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成19年5月16日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
八女郡黒木町大字土窪 （三恵郷地区下名換地区）	換地計画書の写し	平成19年5月25日から 平成19年6月22日まで	黒木町役場

福岡県告示第1039号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年5月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	322号	田川郡香春町大字中津原704番5先から 同郡同町大字中津原1089番1先まで

田川	英彦山線 香春	田川郡添田町大字津野2297番1先から 同郡同町大字津野2309番1先まで
田川	金田吉線 夏伊田	田川郡福智町伊方3047番1先から 同郡同町伊方3018番11先まで

福岡県告示第1040号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 保安林予定森林の所在場所
北九州市小倉南区大字井手浦字新手668の1・675（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1041号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字志井字奥畑1523（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1042号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字呼野字山ノ神913（次の図に示す部分に限る。）、字山ノ神北925・926（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1043号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字蒲生字中川原1230（次の図に示す部分に限る。）、字神田山1257（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林

務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1044号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年5月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人福岡市障害者関係団体協議会

(2) 代表者の氏名

下川 政治

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区荒戸3丁目3番39号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者福祉の向上と福岡市内の関係団体の意見集約・調整・交流を図る目的で情報提供、連絡、助言、指導活動及び障害者の現状について周囲の理解と協力を要請する啓発活動並びに障害者による障害者が本当に必要とするボランティア育成講座の開催等を行うことで、障害者の正しい現状の周知徹底と障害者の完全なる社会参画に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1045号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	北九州 小竹線	前	田川郡福智町上野1769番1 先から 同郡同町上野1861番1先まで	4.5 ～ 13.5	192.5
			前	同上	10.5 ～ 14.0	190.2
			後	同上	10.5 ～ 14.0	190.2

福岡県告示第1046号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年5月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	211号	朝倉郡東峰村大字福井907番先から 同郡同町大字福井737番1先まで
田川	北九州 小竹線	田川郡香春町上野1769番1先から 同郡同町上野1861番1先まで

福岡県告示第1047号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規

定に基づき、都市計画区域を次のように変更するので、同条第6項において準用する同条第5項の規定により公告する。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 都市計画区域の名称
中間都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
中間市大字中底井野字木屋瀬田59番、80番、129番、130番1、130番2及び137番3の各地番の一部並びに浄花町1212番3、1213番1、1214番、1215番及び1216番3の全部並びに岩瀬三丁目1番2、62番6及び70番4の全部並びに岩瀬四丁目370番2、370番3、372番4、372番5及び372番6の全部
- 3 都市計画区域から除外される土地の区域
遠賀郡水巻町吉田南二丁目1165番、1166番、1190番1、1190番2及び1208番の全部並びに吉田南五丁目605番15及び605番16の全部
遠賀郡遠賀町大字老良字桶淵166番1及び211番1の各地番の一部並びに字中島158番及び168番1の各地番の一部

福岡県告示第1048号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、都市計画区域を次のように変更するので、同条第6項において準用する同条第5項の規定により公告する。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 都市計画区域の名称
水巻都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
遠賀郡水巻町吉田南二丁目1165番、1166番、1190番1、1190番2及び1208番の全部並びに吉田南五丁目605番15及び605番16の全部
- 3 都市計画区域から除外される土地の区域

中間市浄花町1212番3、1213番1、1214番、1215番及び1216番3の全部並びに岩瀬三丁目1番2、62番6及び70番4の全部並びに岩瀬四丁目370番2、370番3、372番4、372番5及び372番6の全部

福岡県告示第1049号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、都市計画区域を次のように変更するので、同条第6項において準用する同条第5項の規定により公告する。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 都市計画区域の名称
岡垣都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
遠賀郡岡垣町大字糠塚字友田20番、99番1及び101番2の各地番の一部
- 3 都市計画区域から除外される土地の区域
遠賀郡遠賀町大字尾崎字友田1791番1及び1791番4の各地番の一部

福岡県告示第1050号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定に基づき、都市計画区域を次のように変更するので、同条第6項において準用する同条第5項の規定により公告する。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 都市計画区域の名称
遠賀都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
遠賀郡遠賀町大字尾崎字友田1791番1及び1791番4の各地番の一部並びに大字老良字桶淵166番1及び211番1の各地番の一部並びに字中島158番及び168番1の各地番の一部

3 都市計画区域から除外される土地の区域

中間市大字中底井野字木屋瀬田59番、80番、129番、130番1、130番2及び137番3の各地番の一部

遠賀郡岡垣町大字糠塚字友田20番、99番1及び101番2の各地番の一部

福岡県告示第1051号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻生 渡

北九州都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第1052号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻生 渡

北九州都市計画区域区分を変更

福岡県告示第1053号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻生 渡

中間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第1054号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻生 渡

中間都市計画区域区分を変更

福岡県告示第1055号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻生 渡

水巻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第1056号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻生 渡

岡垣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

福岡県告示第1057号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成19年5月25日

福岡県知事 麻生 渡

遠賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 契約に係る特定役務の名称

県税に係る収納事務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部税務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成19年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社福岡銀行

(2) 住所

福岡市中央区天神2丁目13番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

95,783,100円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年5月25日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容（5件）

(1) 調達物品の名称及び数量

ア 男性警察官用短靴A 1,020足

イ 男性警察官用短靴B 713足

ウ 男性警察官用短靴C 1,587足

エ 私服コート(C) 79着

オ 捜査用冬作業帽 201個

捜査用冬作業服 201着

捜査用冬作業ズボン 402本

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成19年7月31日(火)

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約

の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年6月5日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	A A、A、B
11	02	皮革・合成樹脂・ゴム	
12	01	百貨	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。

(4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。

(5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(6) 納入する物品に必要とする生地 of 供給を受けられること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成19年5月25日（金）から平成19年6月5日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年6月5日（火）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局が指定する場所

(2) 日時

ア 平成19年6月6日（水）午前10時00分

イ 平成19年6月6日（水）午前10時20分

ウ 平成19年6月6日（水）午前10時40分

エ 平成19年6月6日（水）午前11時00分

オ 平成19年6月6日（水）午前11時20分

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込金額）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

監査委員

監査公表第4号

教育委員会出先機関の福岡教育事務所等145か所について実施した定期監査結果の報告（平成19年2月26日18監二第751号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年5月25日

福岡県監査委員

同

同

福岡県監査委員職務執行者

工 藤 壽 文

進 谷 庸 助

伊 藤 龍 峰

後 藤 元 秀

19 教財 第55号
平成19年4月16日

福岡県監査委員 工藤 壽文 殿
同 進谷 庸助 殿
同 伊藤 龍峰 殿
同 後藤 元秀 殿

福岡県教育委員会教育長 森山 良一

監査の結果に係る措置について（通知）

平成19年2月26日18監二第751号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福岡講倫館高等学校	全日制課程授業料において、収入未済額が前年度に比べて、534,600円増加している。（1件）	今後とも、文書や家庭訪問等による督促をさらに強化し、未納状態の解消に努めてまいります。なお、平成19年3月末現在で、未済額のうち233,700円が収納されています（未納者10人のうち6人が完納）。
朝倉農業高等学校	重要物品（取得価格が100万円以上の備品）の所在が確認できないものがある。（2件）	重要物品2件は、購入後30年以上を経過しており、調査をしても所在が確認できないことから、やむを得ず、現物が確認できないまま平成19年2月22日に不用決定及び棄却処分を行いました。今後はこのようなことがないように物品管理のチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷部各率100%再生紙を使用しています